

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年12月16日（平成27年（行情）諮問第739号）

答申日：平成28年6月13日（平成28年度（行情）答申第121号）

事件名：特定事件の再審査請求書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書4（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成27年9月15日付け厚生労働省発社援0915第2号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

ア 対象公文書として、以下のとおり記載されており、「再審査請求書」について記載がされていない。

「福島県特定市の住民が高校生の子の奨学金を収入と認定し生活保護費を減額した同市の処分を不服として提起した再審査請求事件に関する以下の文書

（1）特定日付け福島県発出文書「審査請求に係る裁決書等関係物件の送付について（送付）」

（2）特定日付け起案「生活保護法に関する再審査請求について（裁決）」

（3）特定日付け裁決書（厚生労働省発出文書）」

イ 不開示とした部分を精査していただきたい。例えば、「審査請求書」、「反論書」、「再反論書」が全て黒塗りとのことであるが、審査請求書等の宛名が福島県知事であるのは公知であり、法6条の規定による部分開示ができるはずである。

##### （2）意見書1

ア 厚生労働大臣は、「文書1」ないし「文書4」を本件対象文書として特定したと述べていますが、開示決定通知書には「文書1」を対象公文書とした旨の記載がされていません。情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、開示決定通知書の記載に不備がある処分は違法なもので取り消すべきであるとの判断を示しています（平成27年度（行情）答申第251号）。

イ 厚生労働大臣の不開示情報の判断に誤りがあります。例えば、審査請求書等の宛名が福島県知事であることを開示しても、特定の個人を識別することにならず、個人の権利利益を害することにもなりません。

また、審査会は、代理人弁護士の名前並びに事務所名、事務所所在地、郵便番号、電話番号及びFAX番号の情報は、事業を営む個人に関する情報であるが、一般には、公にしても当該事業を営む個人の正当な利益を害することになるとは言えず、事業活動上の不利益を生じるおそれもないと考えられることから、法5条2号イの不開示情報には該当せず、開示すべきであるとの判断を示しています（平成23年度（行情）答申第172号）。

### （3）意見書2

ア 「厚生労働省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準」では、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（法5条2号イ）の解釈について、「この『おそれ』の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる」と定めています。

イ 厚生労働大臣は、法5条2号イに該当するとした代理人弁護士の情報について、「生活保護受給者に対し少なからず偏見等を持つ者もいるところ、生活保護受給者である審査請求人の代理人弁護士の氏名、事務所名及び所在地等の代理人弁護士情報は、法人等に関する情報であって、公にすることにより、正当な活動であるにも関わらず、当該者からの不当な圧力等により生活保護受給者の支援等を自制せざるを得なくなる等その活動が制限されるおそれがあり」と、起こりもしないおそれを述べています。生活保護受給者の代理人であることが公になると弁護士が生活保護受給者の支援活動を辞めるのですか。そのような事例があるのでしたら具体的に示していただきたいと思えます。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 理由説明書

#### （1）諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、下記（2）アに掲げる異議申立人が開示を求

める「文書1」については、原処分における法の適用条項を法9条2項に改めた上で、法5条1号に該当するため全部不開示とした原処分は結論において妥当であり、また、「文書2」ないし「文書4」については、法5条1号、2号イ及び4号に該当する情報を含むため部分開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

## (2) 理由

ア 処分庁は、次の4件の行政文書を本件対象文書として特定した。

福島県特定市の住民が高校生の子の奨学金を収入と認定し生活保護費を減額した同市の処分を不服として提起した再審査請求事件に関する以下の文書

(ア) 再審査請求書(文書1)

(イ) 特定日付け福島県発出文書「審査請求に係る裁決書等関係物件の送付について(送付)」(文書2)

(ウ) 特定日付け起案「生活保護法に関する再審査請求について(裁決)」(文書3)

(エ) 特定日付け裁決書(厚生労働省発出文書)(文書4)

イ 生活保護制度は、被保護者本人からの申請行為を前提として、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とし、その権利の実現を図ることを原則としていることから、被保護者本人からの生活保護の申請を受け、その決定に対して当然受けられるはずの保護が正当な理由もなく行われていなかった場合などには、行政上の不服申立てによる救済の途が認められている。救済の方法は次のとおりである。

(ア) 都道府県知事への不服申立て(審査請求)

福祉事務所長が行った保護開始申請却下、保護停止・廃止などの処分に不服のある者は、都道府県知事に対し、審査請求を行うことができる。(生活保護法(昭和25年法律第144号)64条等)

(イ) 厚生労働大臣への不服申立て(再審査請求)

都道府県知事の裁決に不服のある者は、さらに厚生労働大臣に対して再審査請求を行うことができる。(生活保護法66条等)

ウ 文書1は、上記イ(イ)の不服申立てにおいて、平成26年12月25日付けで厚生労働大臣宛提出された再審査請求書である。当該文書は、再審査請求人の氏名、住所や再審査請求の趣旨及び理由等の法定の記載事項(行政不服審査法(昭和37年法律第160号)56条において準用する15条)の他、理由を裏付けるための挙証資料等により構成されている。

エ 文書2は、上記イ(イ)の不服申立てにおいて、平成27年1月2

8日付けで厚生労働大臣から福島県知事に対して行われた関係物件の提出依頼に応じて、福島県から送付された文書である。

再審査庁（厚生労働大臣）が、その審理のために必要となる関係物件（審査請求の裁決書等）を、その所持人である審査庁（都道府県知事）に提出を求め、これに応じて審査庁から送付されてきた文書であり（行政不服審査法54条、56条において準用する28条）、再審査庁は、当該関係物件を留め置くことができる（行政不服審査法56条において準用する28条）。提出を求める物件については、個々の再審査請求毎に「審査請求の裁決書」、「審査請求書」、「弁明書」、「反論書」、「審査請求に係る処分」、「保護台帳」、「ケース記録」、その他の参考資料等としている。

オ 文書3及び文書4は、上記イ（イ）の不服申立てに対する厚生労働大臣の裁決書（行政不服審査法56条において準用する40条1項ないし3項、55条、56条において準用する41条）及び裁決等に際し再審査庁として意思決定を行う際に作成された文書である。

カ 不開示情報の該当性について

（ア）文書1について

文書1には、当該再審査請求人の住所、氏名等、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が記載されている。また、当該再審査請求に係る理由等が記載されており、これらは他人に知られることを忌避する再審査請求人の機微にわたる私的な情報であるため、個人識別部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

文書1は全体がこれら機微にわたる私的な情報を含む個人に関する情報により構成されており、さらには再審査請求人自らが作成する性質のものであることから、文書全体が法5条1号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

（イ）文書2について

文書2には、当該再審査請求人の住所、氏名等、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が記載されている。また、当該再審査請求に係る審査請求に至る経過、理由等が記載されており、これらは他人に知られることを忌避する再審査請求人の機微にわたる私的な情報であるため、個人識別部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報である。特に別表の「②

ーエ」,「②ーカ」及び「②ーク」については,全体がこれら機微にわたる私的な情報を含む個人に関する情報により構成されており,さらには再審査請求人自らが作成する性質のものである。

これらの情報が記載される部分は,法5条1号本文に該当し,かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

さらに,代理人情報等については,法人等に関する情報であって,公にすると,不当な圧力等により生活保護受給者の支援等を自制せざるを得なくなる等その活動が制限されるおそれがあり,当該法人等の権利,競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから,法5条2号イに該当する。

加えて,法人等の印影に関しては,公にすることにより,偽造され,犯罪の予防に支障を及ぼすおそれ及び当該法人等の権利,競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり,法5条2号イ及び4号に該当する。

#### (ウ) 文書3及び文書4について

これらの文書には,当該再審査請求人の住所,氏名等,個人に関する情報であって,特定の個人を識別することができる情報(他の情報と照合することにより,特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)が記載されている。また,当該再審査請求人の主張等が記載されており,これらは他人に知られることを忌避する再審査請求人の機微にわたる私的な情報であるため,個人識別部分を除いたとしても,公にすることにより,なお個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

これらの情報が記載される部分は,法5条1号本文に該当し,かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

また,代理人情報等については,法人等に関する情報であって,公にすると,不当な圧力等により生活保護受給者の支援等を自制せざるを得なくなる等その活動が制限されるおそれがあり,当該法人等の権利,競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから,法5条2号イに該当する。

### (3) 結論

以上のとおり,原処分は妥当であり,本件異議申立ては棄却すべきものとする。

## 2 補充理由説明書

### (1) 諮問庁としての考え方

異議申立人が本件行政文書開示決定通知書(以下,第3の2において「原処分通知」という。)への記載不備を主張する理由説明書(2)アに掲げる「文書1」については,原処分通知の「2 不開示とした部分と

その理由」に文書名を明記し、合わせて法5条1号に基づく不開示理由を記載したところであり、下記(2)アのとおり、異議申立人の主張は失当である。なお、諮問に当たり、当該文書が全部不開示であることから、法の適用条項を法9条2項に改め、不開示を維持することとした。

また、異議申立人が不開示判断の誤りと主張する「審査請求書等の宛名」及び「代理人情報」は、いずれもその判断に誤りは認められず、これに対する諮問庁の主張は下記(2)イのとおりであり、この異議申立人の主張も失当である。

## (2) 理由

### ア 原処分通知の記載不備について

異議申立人は、原処分通知に「文書1」を対象公文書とした記載がなく、原処分通知の記載に不備があり、原処分は取消されるべきとの主張をするが、異議申立人の主張する「平成27年度(行情)答申第251号」の答申に記載される行政手続法(平成5年法律第88号)8条1項の趣旨は、処分の理由を明示することで、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立に便宜を与えるものであるところ、原処分は、原処分通知の「1 開示する行政文書の名称」に「文書1」の記載はないが、「2 不開示とした部分とその理由」において、「文書1」と明記し、そして、不開示とした理由として「当該再審査請求人の住所、氏名、印影、電話番号、年齢等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものの記載があり、また、それ以外の部分についても、当該再審査請求に係る審査請求をする理由などが記載されており、一般的に他人に知られたくない機微に渡る情報であることから公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、全て不開示とした」と、不開示とすること及びその理由等について簡潔明瞭に記載しており、同法の趣旨を損なうものではない。

### イ 不開示情報該当性について

異議申立人が主張する「審査請求書等の宛名」及び「代理人情報」の具体的不開示理由について、以下補充して説明する。

#### (ア)「審査請求書等」の宛名

まず、意見書に記載のある「審査請求書等」は、平成27年9月16日付け「異議申立書」に記載のある「審査請求書」、「反論書」及び「再反論書」の総称表記と同旨として取り扱う。

本件開示請求において、開示を求められている「審査請求書等」の書類は、全て生活保護に係る審査請求手続において、当該審査請

求人が作成している書面であり、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が記載されているところ、その宛名は、開示によって知人等の一定の関係者には個人が特定されるおそれがある情報となる。

その上、審査請求という請求行為自体について、一般に公になることはなく、当該審査請求は他人に知られることを忌避する審査請求人の機微にわたる私的な情報を含む個人に関する情報により構成されており、個人識別部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

したがって、「審査請求書等」は、全体がこれら機微にわたる私的な情報を含む個人に関する情報により構成されており、さらには審査請求人自らが作成する性質ものであることから、文書全体が法5条1号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないものであり、この点、「平成17年度（行情）答申第3号」において、同旨の理由により全部不開示とされていることから原処分を維持する。

#### （イ）代理人情報

生活保護受給者に対し少なからず偏見等を持つ者もいるところ、生活保護受給者である審査請求人の代理人弁護士の名、事務所名及び所在地等の代理人弁護士情報は、法人等に関する情報であって、公にすることにより、正当な活動であるにも関わらず、当該者からの不当な圧力等により生活保護受給者の支援等を自制せざるを得なくなる等その活動が制限されるおそれがあり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当するため、原処分を維持する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |             |                               |
|---|-------------|-------------------------------|
| ① | 平成27年12月16日 | 諮問の受理                         |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受                 |
| ③ | 平成28年1月19日  | 審議                            |
| ④ | 同年2月1日      | 異議申立人から意見書1を收受                |
| ⑤ | 同年3月10日     | 諮問庁から補充理由説明書を收受               |
| ⑥ | 同月14日       | 異議申立人から意見書2を收受                |
| ⑦ | 同年5月26日     | 委員の交代に伴う所要の手續並びに本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑧ | 同年6月9日      | 審議                            |

#### 第5 審査会の判断の理由

## 1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、文書1については、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないとして全部不開示とし、文書2ないし文書4については、法5条1号、2号イ及び4号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、諮問に当たり、文書1については、原処分における法の適用条項を法9条2項に改めた上で、法5条1号に該当するため全部不開示とした原処分は結論において妥当であり、また、文書2ないし文書4については、法5条1号、2号イ及び4号に該当する情報を含むため部分開示とした原処分を維持することが妥当であるとしている。

このため、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 文書1

#### ア 法5条1号本文前段該当性について

当審査会において見分したところ、文書1には、当該再審査請求に係る再審査請求人について、その氏名、住所、再審査請求の趣旨及び理由等が記載されていることから、当該文書全体が、当該再審査請求人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

#### イ 法5条1号ただし書該当性について

(ア) 本件不開示部分のうち、1枚目の文書名、文書作成年月日、宛先及び厚生労働省受付印は、原処分に係る行政文書開示決定通知書(以下「開示決定通知書」という。)、原処分において開示されている内容及び理由説明書の内容から、おのずと明らかになる情報であることから、公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、法5条1号ただし書イに該当することから、開示すべきである。

(イ) その余の部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

#### ウ 部分開示の可否について

以下、法6条2項の部分開示の可否について検討する。

(ア) 当該再審査請求人の氏名及び住所は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分(以下「個人識別部分」という。)



であることから、部分開示の余地はない。

(イ) 本件不開示部分のうち、1枚目の請求人代理人の資格、氏名、郵便番号、事務所所在地、事務所名、電話番号及びFAX番号には、当該再審査請求人を識別することができる記述等は含まれておらず、これを公にしても当該再審査請求人を特定することが可能であるとはいえないことからすると、当該再審査請求人の権利利益が害されるおそれはないと認められるので、開示すべきである。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)を除いたその余の部分は、当該再審査請求の趣旨及び理由の他、理由を裏付けるための挙証資料等により構成されており、一般的に他人に知られたくない機微にわたる情報であると認められることから、公にすることにより、当該再審査請求人の権利利益が害されるおそれがあると認められるので、部分開示できず、不開示とすることが妥当である。

## (2) 文書2

### ア 法5条1号本文前段該当性について

当審査会において見分したところ、文書2は、福島県知事から厚生労働大臣に送付された文書であり、当該再審査請求に係る裁決書、審査請求書、弁明書、反論書等のほか関連資料で構成されていることから、当該文書全体が、当該再審査請求人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

### イ 法5条1号ただし書該当性について

(ア) 本件不開示部分のうち、「21枚目の文書名、文書作成年月日及び宛先」、「38枚目の文書名、宛先及び福島県受付印」及び「50枚目の文書名、宛先及び福島県受付印」は、原処分において開示されている内容から、おのずと明らかになる情報であることから、公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、法5条1号ただし書イに該当することから、開示すべきである。

(イ) その余の部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

### ウ 部分開示の可否について

以下、上記イ(ア)において開示すべきとする部分及び下記エにおいて判断する部分を除いた部分について、法6条2項の部分開示の可否について検討する。

(ア) 当該再審査請求人の氏名及び住所は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

(イ) 本件不開示部分のうち、「2枚目の「上記代理人」」、「20枚目の「お届け先のお名前」、「受取人の氏名」及び「お問い合わせ番号」」、「21枚目の請求人代理人の資格、氏名、郵便番号、事務所所在地、事務所名、電話番号及びFAX番号」、「38枚目の請求人代理人の資格、氏名、郵便番号、事務所所在地、事務所名、電話番号及びFAX番号」及び「50枚目の請求人代理人の資格、氏名、郵便番号、事務所所在地、事務所名、電話番号及びFAX番号」には、当該再審査請求人を識別することができる記述等は含まれておらず、これを公にしても当該再審査請求人を特定することが可能であるとはいえないことからすると、当該再審査請求人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められない。

また、2枚目の「上記代理人」については、日本弁護士連合会の弁護士情報検索において一般に公開されていることから、これを公にしても、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記に掲げる部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)を除いたその余の部分は、当該再審査請求に至る裁決書、審査請求書等により構成されており、一般的に他人に知られたくない機微にわたる情報であると認められることから、公にすることにより、当該再審査請求人の権利利益が害されるおそれがあると認められるので、部分開示できず、不開示とすることが妥当である。

#### エ 法5条2号イ該当性について

文書2の111枚目には、当該再審査請求に関連する法人等の印影が記載されており、諮問庁は、法5条1号、2号イ及び4号に該当するため、不開示とすることが妥当であると説明する。

当審査会において見分したところ、当該印影は、当該文書が当該法人等によって真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、それにふさわしい形状をしているものと認められることから、これを公にすると、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### (3) 文書3及び文書4

##### ア 法5条1号本文前段該当性について

当審査会において見分したところ、文書3は当該再審査請求に係る裁決の起案文書、文書4は裁決書であり、当該再審査請求に係る再審

査請求人の氏名、住所、当該再審査請求人の主張等が記載されていることから、当該各文書全体が、当該再審査請求人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

イ 法5条1号ただし書該当性について

文書3及び文書4の不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

ウ 部分開示の可否について

以下、法6条2項の部分開示の可否について検討する。

(ア) 当該再審査請求人の氏名及び住所は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

(イ) 本件不開示部分のうち、文書3の17枚目の「代理人目録」、19枚目の「再審査請求代理人」及び文書4の12枚目の「代理人目録」には、当該再審査請求人を識別することができる記述等は含まれておらず、これを公にしても当該再審査請求人を特定することが可能であるとはいえないことからすると、当該再審査請求人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められない。

また、上記(2)ウ(イ)と同様の理由により、当該部分を公にしても、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、上記に掲げる部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)を除いたその余の部分は、当該再審査請求に係る再審査請求人の主張等により構成されており、一般的に他人に知られたくない機微にわたる情報であると認められることから、公にすることにより、当該再審査請求人の権利利益が害されるおそれがあると認められるので、部分開示できず、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

(1) 異議申立人は、開示決定通知書の「1 開示する行政文書の名称」欄に文書1(再審査請求書)の記載がないことから、原処分は、開示決定通知書の記載に不備がある処分であり、取り消すべきであると主張する。

(2) 当審査会において、開示決定通知書を確認したところ、「1 開示する行政文書の名称」欄には文書1の名称は記載されていないが、「2 不開示とした部分とその理由」欄に「開示請求内容の「再審査請求書」

及び「特定日付け福島県発出文書「審査請求に係る裁決書等関係物件の送付について（送付）」のうちの一部（「審査請求書」、「反論書」及び「再反論書」）については、当該再審査請求人の住所、氏名、印影、電話番号、年齢等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものの記載があり、また、それ以外の部分についても、当該再審査請求に係る審査請求をする理由などが記載されており、一般的に他人に知られたくない機微に渡る情報であることから公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、全て不開示とした。」と記載されており、文書1が不開示とされたことは明らかであると認められることから、原処分が本件対象文書の記載に不備がある違法なものであるとは認められない。

（3）異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び4号に該当するとして不開示とした決定については、別表の4欄に掲げる部分については、同条1号及び2号イのいずれにも該当せず開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

## 別紙

福島県特定市の住民が高校生の子の奨学金を収入と認定し生活保護費を減額した同市の処分を不服として提起した再審査請求事件に関する以下の文書

文書1 再審査請求書

文書2 特定日付け福島県発出文書「審査請求に係る裁決書等関係物件の送付について（送付）」

文書3 特定日付け起案「生活保護法に関する再審査請求について（裁決）」

文書4 特定日付け裁決書（厚生労働省発出文書）

## 別表

1 対象行政文書		2 不開示部分		3 該当 条文（法 5条）	4 開示すべき 部分
番号	文書名	枝番	該当箇所		
1	再審査請求書	①	記載事項の全て	1号	1枚目の文書名，文書作成年月日，宛先，厚生労働省受付印，請求人代理人の資格，氏名，郵便番号，事務所所在地，事務所名，電話番号及びFAX番号
2	特定日付け福島県発出文書「審査請求に係る裁決書等関係物件の送付について（送付）」	②-ア	1枚目の不開示部分	1号	なし
		②-イ	2枚目の裁決書（標題）下の不開示部分，「審査請求人」	1号	なし
			2枚目の「上記代理人」	1号 2号イ	2枚目の「上記代理人」
			2枚目ないし6枚目の「第1 審査請求の趣旨及び理由」 6枚目ないし10枚目の「第3 請求人の反論」 11枚目の「第4 処分庁の再弁明」の不開示部分 11枚目ないし13枚目の「第5 請求人の再反論」 14枚目の「第6 処分庁の再々弁明」の不開示部分 15枚目，18枚目	1号	なし

			及び19枚目の「第7 認定事実及び判断」の不開示部分		
		②-ウ	20枚目の「お届け先のお名前」,「受取人の氏名」,「お問い合わせ番号」	1号	20枚目の「お届け先のお名前」,「受取人の氏名」及び「お問い合わせ番号」
		②-エ	21枚目ないし35枚目の全て	1号	21枚目の文書名, 文書作成年月日, 宛先, 請求人代理人の資格, 氏名, 郵便番号, 事務所所在地, 事務所名, 電話番号及びFAX番号
		②-オ	36枚目の審査請求人	1号	なし
		②-カ	38枚目ないし47枚目の全て	1号	38枚目の文書名, 宛先, 福島県受付印, 請求人代理人の資格, 氏名, 郵便番号, 事務所所在地, 事務所名, 電話番号及びFAX番号
		②-キ	48枚目の「審査請求人」 49枚目の不開示部分	1号	なし
		②-ク	50枚目ないし54枚目の全て	1号	50枚目の文書名, 宛先, 福島県受付印, 請求人代理人の資

				格, 氏名, 郵便番号, 事務所所在地, 事務所名, 電話番号及びFAX番号
		②-ケ	55枚目の「審査請求人」 55枚目ないし56枚目の「4 本事件に対する意見」の不開示部分	1号 なし
		②-コ	57枚目左上部の不開示部分 57枚目右上部分の「民生委員」及び「ケース番号」	1号 なし
		②-サ	59枚目左上部の不開示部分 59枚目右上部の「民生委員」及び「ケース番号」 59枚目の「決定をした理由」の不開示部分	1号 なし
		②-シ	61枚目の「ケース番号」, 「居住地」, 「郵便番号」, 「本籍地」, 「保護暦開始」, 「世帯構成状況」の「世帯数番号01及び02」の行 62枚目の「住居の状況」の「家・地主」の「住所」 63枚目の「扶養義務者の状況」, 「恩給年金・社会保険等に	1号 なし



			<p>よる受給状況」の「受給者の氏名」及びその下部の不開示部分</p> <p>64枚目の「生活暦」</p> <p>65枚目の「保護申請」左側の不開示部分, 「申請受理」左側の不開示部分, 「いつ・どこで・だれと」, 「2世帯の状況(健康, 職業, 稼働状況等)」, 「受療者氏名」</p> <p>66枚目の「4 保護申請に至った理由」, 「5 このケースの問題点及び指導方針」</p>		
		②-ス	<p>67枚目及び68枚目の「ケース番号」, 「世帯主氏名」, 「世帯類型」, 「労働力類型」, 「最低生活費認定欄」の不開示部分</p>	1号	なし
		②-セ	<p>69枚目の「提出理由(問題点)」の不開示部分, 「ケース番号」, 「世帯状況」, 「経過」, 「奨学金制度「項目」」</p> <p>70枚目の「問題点」, 「その他」の不開示部分</p>	1号	なし
		②-ソ	<p>71枚目及び72</p>	1号	なし

			<p>枚目の「ケース番号」,「世帯主氏名」,「世帯類型」,「労働力類型」,「決定理由」の( )内,「最低生活費認定欄」の不開示部分,「収入充当額内訳欄」の不開示部分</p> <p>73枚目の「ケース番号」,「世帯主氏名」,「世帯類型」,「労働力類型」,「最低生活費認定欄」の不開示部分,「収入充当額内訳欄」の不開示部分</p> <p>74枚目の「ケース番号」,「世帯主氏名」,「世帯類型」,「労働力類型」,「最低生活費認定欄」の不開示部分</p>		
		②ータ	<p>75枚目ないし86枚目の「記事」の不開示部分</p> <p>88枚目の「記事」の不開示部分</p> <p>90枚目ないし95枚目の「記事」の不開示部分</p>	1号	なし
		②ーチ	<p>97枚目の「ケース番号」,「世帯の状況」,「&lt;経過&gt;」の不開示部分</p> <p>98枚目の「【検討結果～内容及び結</p>	1号	なし

			論～】」の不開示部分		
		②ーツ	99枚目の「審査請求人」 100枚目の「4本事件に対する意見」の不開示部分	1号	なし
		②ーテ	101枚目の「高等学校名」,「学科名」, 「(3) 修学旅行に係る経費」の「行先」	1号	なし
		②ート	102枚目の「住所」,「氏名(印影を含む。）」,「自立更生計画書」の不開示部分	1号	なし
		②ーナ	103枚目の「住所」,「氏名(印影を含む。）」 104枚目の「4その他の収入」の不開示部分	1号	なし
		②ーニ	105枚目の「住所」,「氏名(印影を含む。）」 106枚目の「4その他の収入」の不開示部分	1号	なし
		②ーヌ	107枚目右側及び左端の不開示部分,「本人住所, 氏名(印影を含む。）」, 「保証人住所, 氏名(印影を含む。）」	1号	なし
		②ーネ	108枚目上部の不開示部分,「場所」,「事務担当」	1号	なし

		②-ノ	<p>109枚目の「申告者住所」,「氏名(印影を含む)」,「電話番号」,「1 働いて得た収入」の不開示部分,「2 恩給・年金等による収入」の不開示部分</p> <p>110枚目の「5 その他将来において見込みのある収入」の不開示部分,「6 働いて得た収入がない者」の不開示部分</p>	1号	なし
		②-ハ	<p>111枚目の「奨学金授与式のご案内」の「会場」,「連絡先」,「緊急連絡先」</p> <p>111枚目の「奨学金授与式のご案内」の「集合時刻と場所」,「ご用意いただく物」の不開示部分</p> <p>111枚目のその他の不開示部分(発信者の印影を除く。)</p>	1号	なし
			111枚目の発信者の印影	1号 2号イ 4号	なし
			112枚目の全て	1号	なし
		②-ヒ	113枚目の「提出理由(問題点)」の不開示部分,「ケース番号」,「世帯類型」,「世帯の状況」,	1号	なし

			「＜経過及び問題点＞」の不開示部分 114枚目の「＜自立更生計画書について＞」の不開示部分, 「【検討結果～内容及び結論～】」の不開示部分		
		②-フ	115枚目の「住所」, 「氏名(印影を含む。）」, 「自立更生計画書」の不開示部分	1号	なし
3	特定日付け起案「生活保護法に関する再審査請求について(裁決)」	③-へ	1枚目の「(起案理由)」の不開示部分 2枚目の「請求人の主張」 3枚目の「事案の概要及び経緯」の不開示部分 4枚目の「1 請求人」及び「5 請求人の主張の要旨」 6枚目の「再審査請求人の住所及び氏名」 7枚目の「1 再審査請求に至る経緯」の不開示部分 7枚目ないし10枚目の「2 請求人の主張」 10枚目ないし12枚目の「1 認定した事実」の不開示部分 14枚目の「2 判	1号	なし

			断」の不開示部分		
			17枚目の「代理人 目録」 19枚目の「再審査 請求代理人」	1号 2号イ	17枚目の「代 理人目録」 19枚目の「再 審査請求代理 人」
			19枚目の「再審査 請求人」 20枚目の不開示 部分	1号	なし
4	特定日付け 裁決書（厚生 労働省発 出文書）	③－ホ	1枚目の「再審査請 求人の住所及び氏 名」 2枚目の「1 再審 査請求に至る経緯」 の不開示部分 2枚目ないし5枚 目の「請求人の主 張」 5枚目ないし7枚 目の「1 認定した 事実」の不開示部分 9枚目の「2 判 断」の不開示部分	1号	なし
			12枚目の「代理人 目録」	1号 2号イ	12枚目の「代 理人目録」